

令和2年度第1回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和2年4月6日(月) 午前9時30分から
岡崎市役所 福祉会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

- 議案第1号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について
- 議案第2号 農地の転用の許可の申請について
- 議案第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第5号 生産緑地に係る主たる従事者の証明願について
- 議案第6号 農地利用集積計画について
- 議案第7号 農地利用計画の変更について

報告

- 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について
- 現況証明願について
- 農地の改良のための届出の受理について
- 農地の転用のための届出の受理について
- 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

- 1番 石川 修次、2番 河内 小枝、3番 酒井 功二、4番 柴田 直己、
5番 成瀬 金芳、6番 畔柳 明雄、8番 酒井 誠一、10番 岡 彦造、
11番 高木 政昭、12番 赤堀 幸範、13番 加藤 健一、15番 羽根田 正志、
16番 片岡 幸雄、17番 近藤 靖一、19番 山口 和恵

(農地利用最適化推進委員)

- 20番 阿部 征雄、21番 岩瀬 勝國、22番 小野 盛光、23番 杉浦 省二
24番 浅岡 治徳、25番 川澄 秀世、26番 倉橋 勲、27番 柴田 享、
28番 中野 永太郎、29番 保田 眞吉、30番 水越 元、31番 市川 眞人、
32番 加藤 春雄、33番 内藤 六市、35番 阿部田 光春、36番 兵藤 護、
37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

- 9番 市川 悦通、18番 藤井 弘朗

(農地利用最適化推進委員)

- 34番 蜂須賀 友章

5 出席事務局員

農業委員会事務局 事務局長 植山 論、事務局次長 山内 増樹、
総務係係長 室田 すみえ、主任主査 遠藤 研吾
主査 三矢 洋平、主事 加藤 節、主事 栗生 大樹
農務課 総務係 係長 岸 明信、主査 豊田 明都
主事 伊藤 輝

6 議事の内容

会長： それでは、ただ今から農委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は
34番 蜂須賀 友章委員、9番 市川 悦通、18番 藤井 弘朗です。
よって定数に達しております。議事に入ります
議事録署名者2名の選出についておはかりいたします。会長一任で御異議ござ
いませんか。

委員： （異議なし）

会長： それでは12番 赤堀 幸範委員と13番 加藤 健一委員にお願いいたしま
す。

それでは、議案第1号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたしま
す。

事務局： （農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って6
件説明を行った。）

会長： ありがとうございます。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を
お願いします。

柴田（直） 委員： 1番 調査日4月1日。この議案は譲渡人が高齢になり、後継ぎが
いないため申請地を譲りたいということで、申請地の隣に住む譲受人と合意がで
き、申請されたものです。譲受人は40代のお若い方で、また、現在も別のとこ
ろで耕作を行っており、申請地においても問題なく耕作されると思われま
す。調査書にも記載の通り一部不耕作地がありますが、非常に条件も悪く、どうし
ょうもない場所となっています。
そのほか、問題となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います。

岡 委員： 2番 譲受人の営農地の作付けは順調で、申請地も譲受人の近隣で都合が
よく、営農規模を拡大し、より一層営農に励みたいとのことで申請されたもの
です。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地、非農地がない
ことを確認しております。また譲受人の耕作機械の保有状況及び作業従事状況か
らみて、今回取得する土地を含めてすべての農地の耕作ができると認められます。

また、取得後、申請地は田、畑として、水稻、野菜を耕作するとされており、この点も現地の状況からみて問題ありません。
そのほか、問題となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います。

岩瀬 委員：3番 調査日3月27日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。譲受人は専業農家で従来からの農業を積極的にすすめられており、また、耕作機械も充実しているため、今後の耕作に問題ないと思われます。
よって、本件は許可としたいと思います。

中野 委員：4番 調査日4月2日。この議案は、譲受人の要望により、田んぼを譲ってほしいということである。譲受人は譲渡人の息子さんであるため、耕作機械も保有しており、今後の営農について問題ないと認められます。よって、許可としたいと思います。

兵藤 委員：5番 6番は同じ案件のため、併せて報告いたします。調査日3月31日。この議案は、譲渡人が高齢となり、規模を縮小したいということと、譲受人が申請地から1.5キロに居住し、申請地に近いことから、取得して規模を拡大したいとの話で合意ができ、申請されたものです。譲受人は定年後に農業を真剣に行っており、取得後は耕作ができると本人に確認しております。農機具も十分に保有しているため、申請地を耕作できると認められます。よって、許可としたいと思います。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長： 意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものとします。

会長： 次に議案第2号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： (農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。)

会長： ありがとうございます。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いいたします。

柴田(直) 委員：1番 2番は隣地であり、関連しているため併せてご説明をいたし

ます。議案第1号の の写真の通り、 の白い建物が見えるところから手前側が、対象地となります。現状は草が繁茂しており、不耕作地となっています。右側の緑の茂るところの下に川が流れており、川の端から白い建物のあたりの高さまで5メートル程嵩上げをします。また、フェンスで全体を囲んでおり、鳥獣害対策はできている。工事中は一時フェンスを撤去しますが、完了後は再設置することを本人に確認しています。嵩上げをすることで、農地以外の面積は半分くらいになりますが、その点も本人は了解しています。現状だと入る場所もなく上手く営農ができないため、仕方ないと考えます。嵩上げ後は畑として利用すると本人から聞き取りしています。その他の調査事項に問題はありませぬ。よって、許可としたいと思ひます。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はござひませんか。

(なし)

会長： 無ひようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いしします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものとしたしします。
次に議案第3号を議題としたしします。事務局から説明をお願いしします。

事務局： (農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って13件説明を行った。)

会長： ありがとうございます。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いしします。

岡 委員： 1番 調査日3月29日。今回の議案は、申請者の祖父の所有する土地に、申請者が田んぼの土地を譲り受け、分家住宅を建築する申請となります。申請内容及び現地での調査、また、隣の耕作者からの聞き取りにより、転用による地域農業への影響、被害防除措置等は問題ないと確認しています。その他問題となる点はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

加藤(健) 委員： 2番 調査日は4月3日。この議案は、譲受人が現在借家で暮らしているが、子供の成長に伴い、部屋数が不足したため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。申請地について、本家からの増築により申請地に一部越境している部分がありますが、「申請地に越境している部分については解体しします」という旨の回答の始末書をいただひていますので報告いたしします。申請地の状況は、農地区分は第3種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考

えます。

羽根田 委員：3番、4番 同一人物のため、併せて説明いたします。調査日3月28日。この議案は、譲渡人の自宅の隣に譲受人が分家住宅をたてる申請となります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は畑です。農地区分は第3種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

浅岡 委員：5番 調査日3月26日。この議案は、収穫したブルーベリーの作業を行う小屋を建築する申請になります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は畑です。農地区分は第1種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

6番 この議案は、申請者の祖母の土地を借りて、申請者が分家住宅を建てたいという申請になります。申請者の祖母は土地持ちであるが、所有の宅地の土地には既にアパート等が建っており、市街化区域内では家を建てられないということで、一番農業に影響のない土地に分家住宅を建てたいということとなっています。聞き取りをした結果、私の意見としては許可としたいと思います。

柴田(亨) 委員：7番、8番、9番、10番を一括してご審議をお願いします。調査日4月1日。この議案は、当該申請地に住宅を建築したいという申請になります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。農地区分は第2種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

中野 委員：11番 調査日4月2日 この議案は畑に分家住宅を建てたいということで、地域農業への影響はありませんので、許可と考えます。

12番 この議案については、11番の申請地の隣が申請地となっており、現在は石屋の加工販売をしており、資材置き場にするということで、地域農業への影響はありませんので、許可と考えます。

加藤(春) 委員：13番 調査日3月26日。この議案は、土木業を営む譲受人が残土処分先を探しており、申請地が土砂の搬入が可能な土地で譲渡人と利害が一致したため、一時転用し残土処理を行いたいというものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適で

す。申請地の状況は田、畑ですが、低いところで湿地状態となっているため、耕作はされていません。盛土後は大根等の野菜の作付をするとのこと。農地区分は第1種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね50m程です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

柴田（直） 委員： 7番から10番について、譲渡人である株式会社が畑を持っていたとみえてしまうのですが、この点についてご説明をお願いいたします。

事務局： 当初は譲渡人が造成を目的として転用の許可を取られており、現時点で農業委員会としては農地ではないという取り扱いですので、再度今回の申請を必ずしも受け付ける必要はないですが、譲渡人の要望で所有権移転に伴い農業委員会の許可証が必要となるということで再度ご提出させていただけないかという相談を受けて、農業委員会で協議をし、この案件につきましては再提出として許可を出したいと思います。

会長： ありがとうございます。ほかに御質問はございませんか。

山内 委員： 7番から10番について再確認ですが、先回建築条件付きでこの会社が所有権移転を受けて、事業を行ってききましたが、建築条件付きですので、そこで建築物が建てられれば農業委員会としては関わることがないと思います。しかし、建築されていない状態で借受人が決まったため、改めて5条の許可申請をしたいということなので、今回法律が改正されて、建築条件付きでも転用が認められたと思うのですが、再提出でこういった申請がでてくることに理解ができないのですが、その点についてもう一度ご説明をお願いします。

事務局： 将来的に建築をすることと決められた土地造成について農業委員会で1月に許可をだしています。この場合、土地造成をすることが転用行為にあたり、今回譲渡人である分譲業者は転用行為を行っているため、その時点で完了という形になります。しかし、山内委員がおっしゃるように建築物を建てることを前提とした造成を農業委員会で許可しているので、その追跡調査として資料を出させ、きちんと建てられているかの確認は、農業委員会で行っていく形になります。今回は、分譲業者と新しく土地を買われた方が売買契約を結ぶ際にこの状態では所有権移転登記ができないという事務局でも想定していなかった事態が起き、今回の再提出を受け付けないと、譲受人が所有権移転をできず、住宅が建てられないという事態に陥りかねないため、今回は再提出という形でやらせていただきます。しかし、今後許可するにあたってもう少し条件をつけて、受け付ける形を考えています。

山内 委員：残土処理のための一時転用について、残土処理が完了したあとに所有者に返しますが、そのあと所有者が本当にその農地を耕作しているのかについて追跡、監視しなければならないと感じています。このような案件で所有者が一度も耕作をせずに荒れ放題なところが見受けられますので、そういったもの指導というのが必要だと考えますがどのようにお考えですか。

事務局： 山内委員のおっしゃるように当然のように申請者には申請書に営農計画書を添付していただいているので、まず、委員の方々には調査の際に営農計画書の確認をしていただきたいと思います。その後、計画書どおりに営農されていないかたがいる場合は、農地パトロールの強化をし、委員の方々の農地パトロールのご協力のもと、農地として利用されていない農地を見つけ次第、指導をしていただきたいと思いますと考えております。

会長： ありがとうございます。ほかに御質問はございませんか。

(なし)

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第4号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： (相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って4件説明を行った)

会長： ありがとうございます。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

市川(眞) 委員：1番 調査日4月4日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。今回申請人につきまして、農業を営んでいた被相続人から農地を相続して、相続人が自ら耕作を行っていくということです。記載事項について間違いありませんでした。また、申請地での確認、本人への聞き取り等により申請地で耕作がされていることを確認出来ております。よって、総合意見として許可と考えます。

2番 調査日4月4日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。今回申請人につきまして、農業を営んでいた被相続人がお亡くなりになったということで農地を相続して、今回の議案に関しては利用権による特定貸し付けを行うということです。記載事項に間違い等ありませんでした。申請地での確認、本人への聞き取り等により申請地で耕作がされていることを確認出来てお

ります。よって、総合意見として許可と考えます。

3番 調査日4月4日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。今回申請人につきまして、農業を営んでいた被相続人から農地を相続して、相続人が自ら耕作を行っていくということです。記載事項について間違いありませんでした。申請地での確認、本人への聞き取り等により申請地で耕作がされていることを確認出来ております。よって、総合意見として許可と考えます。

4番 調査日4月2日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。今回申請人につきまして、農業を営んでいた被相続人から農地を相続して、相続人が自ら耕作を行っていくということです。記載事項について間違いありませんでした。申請地での確認、本人への聞き取り等により申請地で耕作がされていることを確認出来ております。よって、総合意見として許可と考えます。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第5号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： (生産緑地に係る主たる従事者の証明願について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長： ありがとうございます。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

市川(眞) 委員：1番 調査日4月4日。申出者、買取り申出事由の生じた者の氏名については、議案書に記載の通りです。今回の議案につきまして経営主であるお父様が死亡により、農業に従事することができなくなったということです。申請者本人へ聞き取り調査を行ったところ、お父様から指導を受けながら年間100日程度は農作業を行っていたと確認しております。よって一定割合以上従事しているものに該当しますので、総合意見として許可と考えます。

2番 調査日4月2日。申出者、買取り申出事由の生じた者の氏名については、議案書に記載の通りです。今回の議案につきまして経営主であるお父様が死亡により、農業に従事することができなくなったということです。申請者本人へ聞き取り調査を行ったところ、お父様から指導を受けながら年間200日程度は農作業を行っていたと確認しております。よって一定割合以上従事しているものに該当しますので、総合意見として許可と考えます。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第6号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第7号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画の変更について、議案書に沿って説明を行った。)

会長： ありがとうございます。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

事務局： 1番、2番、3番については、市川委員がご欠席のため、代わりに事務局からご説明いたします。

1番 この議案については、祖母の土地に孫が分家住宅を建築するものです。周辺農地との一体利用、用排水への影響、今後の基盤整備事業の実施の予定などすべて無し。総合意見として可であるとのことです。

2番 この議案については、隣地の福祉施設の駐車場のために、除外するものです。周辺農地との一体利用、用排水への影響、今後の基盤整備事業の実施の予定などすべて無し。総合意見として可であるとのことです。

3番 この議案については、隣地の運送業者のトラックなどの駐車場のために除外するものです。周辺農地との一体利用、用排水への影響、今後の基盤整備事業の実施の予定などすべて無し。総合意見として可であるとのことです。

兵藤 委員：先に5番を説明します。この議案については、新東名高速道路に関連して、榎山にインターチェンジができたが、その周辺の農地で休耕をしている方がお

り、その農地に運送会社が配送センターの事務所と駐車場を作りたいという申請です。周辺も遊休農地のような状態で、総代、生産組合長立ち合いのもと周辺の農地には影響が無いと確認しています。よって総合意見として可とします。

会長： ありがとうございます。4番は後で説明していただきます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、決定するものといたします。4番ですが、山内委員が申請代理人となっていますので、山内委員には席を外していただきます。

(山内委員退席)

会長： それでは4番につきましてご説明をお願いいたします。

阿部田 委員： 4番 調査日3月27日。この議案は、建設業を営む申請者が隣の農地を駐車場として利用したいというものです。申請地の状況は、現地の調査により、周辺農地の一体利用への影響、用排水への影響、今後の基盤整備事業の実施の予定などすべて無し。総合意見として可とします。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、決定するものといたします。山内委員には入出をお願いいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局： (以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	10件
現況証明願について	2件
農地の改良のための届出の受理について	1件
農地の転用のための届出の受理について	19件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	14件

会長： 本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長： 御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

- 午前 10 時 29 分終了 -

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（12 番）

岡崎市農業委員会委員（13 番）